

公 示

(プロポーザル方式)

独立行政法人国際協力機構筑波センター（JICA 筑波）が、2020 年度に研修委託業務契約を実施する予定の案件について、別紙のとおり公示します。なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA 筑波 研修業務課（電話：029-838-1744、担当：野村岬）宛にお願いします。

2020 年 3 月 23 日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 渡邊 健

1. 業務概要

- (1) 業務名：2020 年度青年研修「モルディブ／農村振興」コース研修委託業務
- (2) 業務場所：JICA 筑波（茨城県つくば市高野台 3-6）
- (3) 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 業務期間：2020 年度 1 回

2020 年度コースの期間は次のとおりです。

本邦プログラム期間：2020 年 7 月 1 日～2020 年 7 月 18 日
（内、技術研修期間：2020 年 7 月 2 日～2020 年 7 月 17 日）

- (5) 契約履行期間（予定）：2020 年 6 月 1 日～2020 年 9 月 4 日
（事前準備・事後整理期間を含みます。）

2. 競争参加資格

この企画競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。なお、共同企業体を形成して競争に参加しようとする場合は、共同企業体の代表者及び構成員全員が、競争参加資格を有する必要があります。具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- (1) 公示日において令和 01・02・03 年度全省庁統一資格若しくは平成 31・32・33 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。
- (3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
 - ウ. 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該相手方との契約手続きを進めます。
 - エ. 契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。
- (4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、

競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。

エ. 応募者又は応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

3. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記 3. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

* 提出書類について：各種フォーマットは下記（参考）にある URL から入手下さい。

(1) 全省庁統一資格者である者

1) 競争参加資格確認申請書

注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除下さい。

2) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）

3) 誓約書（様式 1）

(2) 全省庁統一資格者でない者で、当機構による競争参加資格簡易審査を受けている者

- 1) 競争参加資格確認申請書
注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除下さい。
 - 2) 当機構競争参加資格簡易審査結果通知書（写）
 - 3) 誓約書（様式 1）
- (3) 全省庁統一資格者でないもので、当機構による競争参加資格簡易審査を受けていない者
- 1) 競争参加資格確認申請書
 - 2) 簡易審査申請書（様式は JICA 筑波担当までお問い合わせ下さい）
法人名、代表者役職名、代表者氏名、本店住所は登記事項証明書と同一の記載とすること。
 - 3) 登記事項証明書（写）（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」。
 - 4) 財務諸表（写）（決算が確定した直近 1 ヶ年分のもの。法人名、決算期間が記載されていること）
貸借対照表、損益計算書を含む、法人名および決算期間が記載されているもの。設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要です。
 - 5) 納税証明書（その 3 の 3）（写）（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
 - 6) 誓約書（様式 1）

(参考)・国際協力機構ホームページ <https://www.jica.go.jp/index.html>
・競争参加資格確認申請書
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

4. プロポーザル方式による選定手続き

契約相手方の選定については、契約担当役が競争参加者資格確認を通知した者からプロポーザルの提出を受け、その審査結果を基に契約交渉順位を決定し、選定します。

(1) 競争参加資格確認申請書（簡易審査申請による競争参加資格確認申請も同様）

提出期限 : 2020 年 4 月 6 日（月）

（郵送の場合は当日必着、持参の場合は当日午後 4 時まで。なお、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時≪午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除きます≫）

提出部数 : 正 1 部

提出場所 : JICA 筑波 研修業務課

(2) 今後の選定スケジュール（予定）

1) 競争参加資格確認結果の通知 : 2020 年 4 月 10 日（金）

2) 企画競争説明書交付 : 2020 年 4 月 17 日（金）（電子データで配布します。同日

に電子データが届かない場合は、下記担当者連絡先までお知らせ下さい。)

3) 企画競争説明書に係る質問

- ① 質問期間：2020年4月20日(月)～2020年4月23日(木)午後4時
- ② 提出先：下記(8)連絡先参照
- ③ 提出方法：下記リンク上の質問書(「プロポーザル方式(国内向け物品・役務等)」様式 質問書)に質問事項を記入の上、メールまたはFAXにてご連絡下さい。
リンク：
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>
- ④ 質問に対する回答：2020年4月30日(木)までに応募者全員に回答します。
- ⑤ 公正性、公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は原則としてお断りしています。ご了承下さい。

4) プロポーザル提出期限及び場所

- ① 提出期限：2020年5月7日(木)
(郵送の場合は当日必着、持参の場合は当日午後4時まで。なお、受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時≪午後0時30分から午後1時30分を除きます≫)
- ② 提出場所：JICA 筑波研修棟

(3) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき。
- 2) 提出されたプロポーザルに記名押印がないとき。
- 3) 同一法人等から2種類以上のプロポーザルが提出されたとき。
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務総括者等人員の配置が計画されているとき。
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき。
- 6) 機構が定める「契約競争参加資格者指名停止等措置細則」(平成16年細則(調)第18号)に基づく指名停止を受けている期間中である法人等からプロポーザルが提出されたとき(なお、プロポーザルの提出後であっても審査結果の通知前に指名停止を受けたものを含みます。)
- 7) 前号に掲げるほか、本指示書又は独立行政法人国際協力機構会計関連規程に違反したとき。

(4) プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

1) プロポーザルの評価基準

本件業務では、法人としての経験能力等、研修委託業務の実施方針等、業務総括者の経験・能力等からプロポーザルの評価を行います。プロポーザルの評価

の結果、プロポーザルを提出した法人等の評点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、プロポーザルと共に提出される見積価格とその算出根拠を加味して交渉順位を決定します。

2) 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価の上、交渉順位については、2020年5月15日(金)までに、プロポーザルを提出した全者に対し通知します(予定)。

(5) 契約交渉

- 1) プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位1位の法人等から契約交渉を行います。
- 2) 契約交渉の場所および日程については評価結果とあわせて通知します。
- 3) 契約交渉に当たっては、当方が提示する本指示書および提案いただいた内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。
- 4) 当機構として契約金額(単価)の妥当性を確認するため、見積書金額の詳細内容や具体的な根拠資料を提供いただき、各業務に係る経費を精査します。

(6) 最終見積書の提出、契約書作成および締結

- 1) 上記(5)により合意に至ったものは、速やかに合意された金額の最終見積書を提出するものとします。
- 2) 別添「研修委託業務概要」及び下記サイトに掲載の各種様式を参照し、速やかに契約書を作成し締結するものとします。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html
- 3) 契約金額については、見積金額の内訳等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

(7) プロポーザルの取扱いについて

- 1) JICA 筑波が企画競争説明書配布時に貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。
- 2) プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- 3) プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位決定、契約交渉および契約締結後の契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、法令等に従い他機関に提供することがあります。
- 4) 不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、プロポーザルを提出した法人等の要望があれば返却しますので、返却を希望する場合は、選定結果通知後2週間以内にお申し出下さい。

(8) 担当者連絡先

〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6

JICA 筑波 研修業務課 担当者：野村 岬
TEL 029-838-1744 FAX 029-838-1776
E-mail Nomura.Misaki2@jica.go.jp

5. 競争参加資格がないと認められた者およびプロポーザルの審査の結果不合格の通知を受けた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者またはプロポーザルの審査の結果不合格の通知を受けた者は、当機構に対してその理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

- 1) 競争参加資格がないと認められた者：2020年4月16日（木）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）。最終日は正午期限ですのでご注意ください。
- 2) プロポーザルの審査の結果不合格の通知を受けた者：2020年5月21日（木）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）。最終日は正午期限ですのでご注意ください。
- 3) 提出場所：上記4.（8）参照
- 4) 提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参、または郵送

(2) 当機構は、説明を求めた者に対し、面談形式（または書面）により、回答します。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 共同企業体の結成：認めない。

(5) 委託業務の詳細は研修委託業務概要（別添）によることとします。

(6) 契約経費：当機構が定める研修実施経費基準に基づき、研修委託にかかる諸経費（業務人件費、管理費）、その他研修実施に必要な直接経費（講師謝金、資機材費等）を支払います。

(7) 見積書作成にあたっては、企画競争説明書および国際協力機構ホームページの「研修委託契約における見積書作成マニュアル」を参考にしてください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/guideline_mitumori_02.pdf

(8) 国際協力機構の契約競争関連規程は、国際協力機構ホームページの「調達情報」（アドレス <https://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中です。

(注) 情報の公開について

「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」（下記リンク）のとおり、機構の契約に関する情報を機構ウェブサイトで公表いたします。

なお、本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（イ） 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除きます。

- i) 当機構の行為を秘密にする必要があるとき
- ii) 予定価格が次の基準額を超えない契約
 - ii-① 工事又は製造の請負の場合、250万円
 - ii-② 財産の買入れの場合、160万円
 - ii-③ 物件の借入れの場合、80万円
 - ii-④ 上記以外の場合、100万円
- iii) 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

（ロ） 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等（※）として再就職していること。

※役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）。

（ハ） 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- i) 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

- ii) 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- iii) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- iv) 一者応札又は応募である場合はその旨

(二) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内

(ホ) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

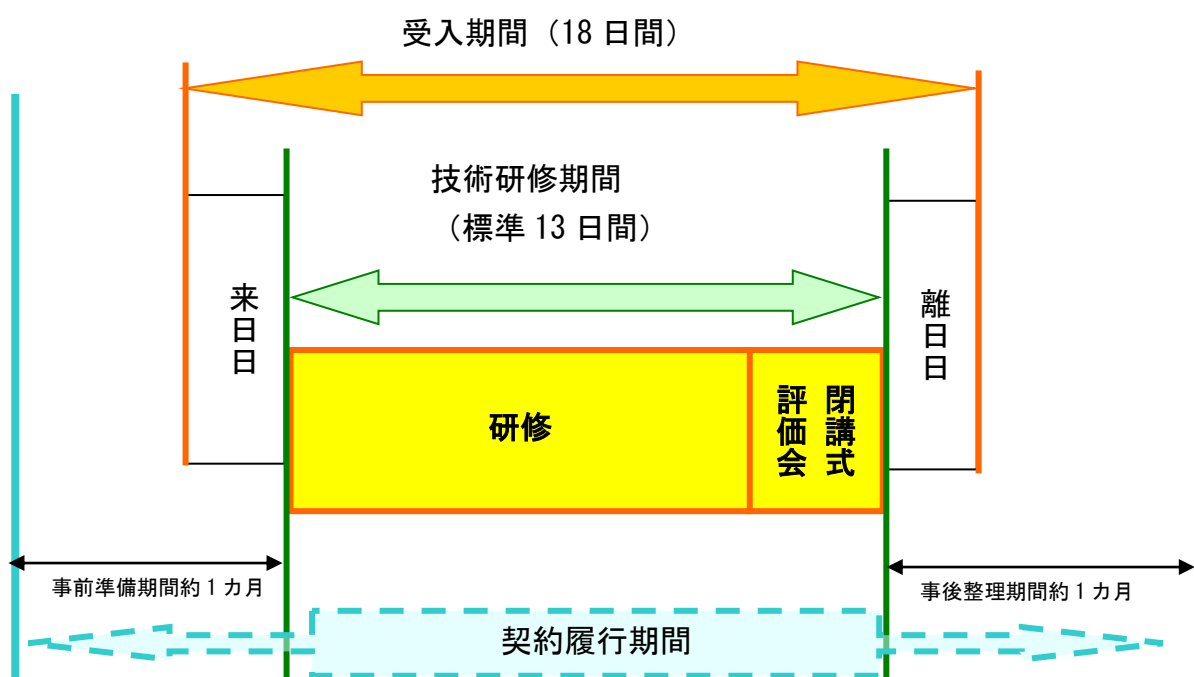
以上

2020 年度青年研修「モルディブ／農村振興コース」 研修委託業務概要

1. 青年研修事業について

青年研修事業は、開発途上国の将来を担う青年層（20 歳～35 歳程度）を日本に招き、それぞれの国における開発課題（行政、教育、農業、社会福祉、経済、保健医療、環境及び情報通信など多岐にわたる専門分野）について日本の経験、技術の基礎的理解を付与する研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成に協力する事業である。

研修の実施においては、JICA が先方政府との調整等全体管理を行うが、日本国内における実際の研修プログラムの実施・運営は、上記の専門分野において専門的な機関とのネットワークや地域の特色を活かして研修成果を着実に得ることができる団体が、JICA との業務委託契約を締結することにより、実施している。研修プログラムは、各地域の特性、専門性を活かした講義や視察、討議のほか、同じ専門分野に携わる同世代の日本人関係者との意見交換会などから構成される。委託契約による研修プログラムの期間は標準 13 日間である。



2. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2020年度青年研修「モルディブ／農村振興コース」

(2) 研修員

1) 定員：5名

2) 研修対象国：モルディブ共和国

3) 対象組織：農村振興を担当する政府機関及び農家団体

4) 対象者：

- ① 自国の政府から所定の手続きに従って推薦を受けること。
- ② 当該分野で3年以上の経験を有すること。
- ③ 研修に耐え得る健康を有すること。
- ④ 十分な英語力を有すること。
- ⑤ 年齢は原則20歳～35歳までであること。

(3) 契約履行期間：2020年6月1日～2020年9月4日（予定）

(4) 研修受入期間：2020年7月1日から2020年7月18日まで

技術研修期間：2020年7月2日から2020年7月17日まで

(5) 案件目標

日本の農村振興分野に関する基礎的な技術や制度に関する知識を習得し、自国の開発課題に対する意識が向上する。

(6) 単元目標

1) 日本の農村地域における農村振興の行政施策や農民グループの取組を中心とした基本的な知識を学ぶ。

2) 現場視察、関係者との意見交換等を通じ、当該分野に係る日本の経験又は社会の背景等を学ぶ。

3) 研修内容をふまえ、本国での課題解決へ向けた適用性を検討する。

(7) 業務実施場所：茨城県を主とし、必要に応じ研修旅行を実施。

(8) 案件の背景（対象国のニーズ等）

モルディブ共和国は、インド洋上9万km²にわたり約1,200の島々からなる人口約40万人（2014年国勢調査）の島嶼国である。経済の基盤は観光と水産業で、観光はGDPの25.3%、水産業はGDPの1.3%で雇用の7.1%、輸出製品の98%を占めている。

しかし、観光業は世界経済の影響を受けやすく、漁業も漁獲量の減少、燃料価格の上昇等により

GDP に占める漁業の割合が減少している（2018、IFAD）。このため、モルディブ国は、経済の安定化と雇用創出（特に女性と若者）を図るため産業の多角化を進めており、農業の振興にも努めている。

しかし、モルディブ国の農業は、岩礁からなる島嶼であるため農地が小さいなどの制約を受け、国内に必要な食糧の約 10 分の 1 以下しか生産できておらず（2018、FAO）、魚以外の米、小麦粉、果物、野菜等はその殆どを輸入に頼らざるを得ないのが実情である。また、農家の栽培技術が低い、高付加価値化（加工を含む）のノウハウがない、行政の普及サービスが不十分等の様々な農業振興の課題がある。一方で、観光地では高品質で安全な農産物への高い需要があり、これらの課題を解決することによって農家の収入が向上することが期待される。

このような背景から、モルディブ国は、各島嶼の農村振興を図るために本青年研修を要請してきた。本研修では、島嶼国の特徴に合わせて、零細農家に対する農業生産性の向上に加えて、地域資源を活用した農水産物加工等の地場産業育成による生計手段の多様化、栄養及びジェンダーにも留意する。

茨城県は、農業産出額が全国第 3 位の全国屈指の農業県であり、首都圏を市場とした農業の集約化・多様化、農水産物の 6 次産業化、道の駅の活用を推進しているほか、生活改良普及員による栄養改善や女性の地位向上の経験も有しており、本研修の実施場所として有意義である。

（9） 活動例

- 行政機関（国、県及び市町村）における農業振興政策の立案・実施体制・活動
- 生活改良普及員の歴史と活動
- 現地適応技術の選定と普及
- 地場産業の育成
- 農業経営
- 農水産物の生産、加工、貯蔵技術
- 農民の組織化
- 農産物の流通及び販売システム
- 6 次産業化、道の駅

3. 委託業務の範囲及び内容

（1） 研修実施全般に関する業務

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③ 研修員選考にかかる協議
- ④ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 研修監理員との調整・確認
- ⑥ コースオリエンテーションの実施
- ⑦ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑧ 研修員の技術レベルの把握
- ⑨ 各種発表会の実施

- ⑩ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑪ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑫ 評価会への出席、実施補佐
- ⑬ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑭ 反省会への出席（必要に応じ）
- ⑮ 講義、視察の評価
- ⑯ 研修員の目標達成度に関する評価

(2) 講義（討議・演習含む）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（翻訳・印刷を含む）
- ⑤ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑥ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認、研修員に配布する「著作物の利用条件同意書」の作成
- ⑦ 講義等実施時の講師への対応
- ⑧ 講師謝金の支払い
- ⑨ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑩ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理期間

- ① JICA 筑波、他関係機関との連絡・調整
- ② 研修実施結果の評価・分析（案件目標の達成度確認含む）
- ③ 業務完了報告書（教材の著作権処理結果含む）及び経費精算報告書の作成
本業務の報告書として、各一部ずつ、以下のとおり提出する。

報告書	提出期限
業務完了報告書	2020年8月21日（金）
経費精算報告書	（予定）

4. その他

- (1) JICA 筑波は、研修実施の運営にかかる通訳（英語）等の支援業務、ならびに教材・テキスト

トの翻訳・製本、或いは研修員等の研修旅行の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。

- (2) 研修員は多くがイスラム教徒のため、研修期間中は食事（豚肉不可）やお祈りへの配慮が必要となる。
- (3) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細について変更される可能性がある。

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター
契約担当役 殿

2020年度青年研修「モルディブ／農村振興」コースの実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者又は役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 競争参加者又はその役員等が自己、競争参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他競争参加者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保

護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上